

## 資料1-2

No	質問者	該当議事	内容	回答
1	清水委員	参考資料1 総論P.14, 15 (第2回計画策定委員会より)	資料掲載数値（福祉サービス利用者数や相談支援件数等）の計上基準について、船橋市の支給決定者がベースか、他市からの相談・利用等の扱いはどうなっているか。	福祉サービスの利用者数は「船橋市援護者」を計上しています。一方、総合相談支援事業の相談件数については、船橋市援護者に限らず、他市町村からの相談等も含めた総数を計上しています。
2	清水委員	議事(4) 各論2-2 (資料3 p.3「相談支援体制の充実」 (3番) 取組内容) (第3回計画策定委員会より)	「施設連絡協議会」「相談支援事業所連絡協議会」の名前はあるが、計画相談に関与する「放課後等デイサービス事業所協議会」の文言がないのはなぜか	相談支援事業所の整備につきましては、放課後等デイサービス事業所協議会にもご協力をいただいていると認識しております。ただ、計画全体としては様々な取組を網羅的に記載する必要があり、個別の団体名等をすべて掲載することが難しい状況でございます。全体のバランスも考慮いたしまして、原案のままとさせていただきたく存じますが、ご理解いただけますと幸いです。